

# 学校の部活動に係る活動方針

## 目次

- 1 学校教育における部活動の位置付けと意義
  - (1) 部活動の位置付け
  - (2) 部活動の意義
- 2 適切な休養日や活動時間の設定等
  - (1) 休養日の設定
  - (2) 活動時間の設定
  - (3) 大会等への参加について
- 3 適切な部活動運営のための体制整備
  - (1) 学校の活動方針の策定等
  - (2) 部活動の見直しと複数顧問制の導入
  - (3) 保護者との連携
  - (4) 地域との連携
- 4 部活動での適切な指導に向けて
  - (1) 生徒のニーズに応じた部活動
  - (2) 生徒の心身の健康管理及び事故防止
  - (3) 部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶
  - (4) 科学的なトレーニング方法の積極的な導入
  - (5) 指導能力の継続的な向上
  - (6) 外部指導者を導入する際の留意点

令和5年4月

いわき市立草野中学校

## 1 本校における部活動の位置づけと意義

### (1) 部活動の位置づけ

中学校学習指導要領 第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

上記のとおり、部活動は教育課程外で行われる学校の教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性を持つ。学校教育全体で目指す資質能力の育成に資するよう教育課程との関連を図ること、また、地域の方々の協力、社会教育施設や各種団体との連携など、持続可能な運営体制を整備することが求められている。

### (2) 部活動の意義

学校における部活動は、同好の生徒が参加し、学校教育の一環として行われることで、体力や技能の向上以外にも、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係が構築されたり、学習意欲が向上したり、自己肯定感、責任感、連帯感が高まったりなど、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義が認められる。

本校では、いわき市が定めた部活動運営方針のもと計画的に実施を進めていく。

(合唱部も含む)

## 2 適切な休養日や活動時間の設定等

いわき市の運営方針に基づき、本校では次のように定める。

### (1) 休業日の設定

- ① 平日に週1日以上、週休日（土・日）に週1日以上を休養日とする。
  - ・ 基本毎週、水曜日は、部活動を行わない日とする。
- ② 次の期間は、全市一斉の休養日とする。
  - ・ 夏季休業中の学校閉庁日
  - ・ 年末年始（12月29日～1月3日）6日間
- ③ 週休日（土・日）2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、活動した日から前後1か月以内を目安とした他の週休日、または祝日に休養日を振り替える。

やむを得ず、この期間内に休養日を設けられない場合は、この期間に近い別日に休養日を設ける。

  - 日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することを可能とするが、前日の活動時間は3時間を上限とする。
  - 土曜日、日曜日に2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできない。大会前であっても同様である。ただし、平日に行われる中学校体育大会やコンクール前の土・日曜日においては、両日において、上限3時間の練習はできるものとする。
  - 土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に1日以上休養日を設ける。
  - 金曜日または月曜日が祝日で3連休となったとき、土曜日と日曜日に部活動を実施し、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が、生徒や教職員にとって有益と判断される場合は、土曜日と日曜日の2日間にわたり活動できる。
- ④ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

## (2) 活動時間の設定

- ① 平日における活動時間は、2時間を上限とする。
  - ・活動開始時刻 16時15分とする。  
なお、5校時の場合は、終了時間を1時間程度早める。
  - ・シーズンによって終了時間を次のように定める。  
(4月～10月) 終了時刻 18時30分 完全下校 18時45分  
(11月～3月) 終了時刻 17時45分 完全下校 18時00分
  
- ② 週休日(土・日)や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とする。
  - 平日の大会あるいは週休日等の大会等及び練習試合は、上記活動時間の設定とは別に計画されるが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日(振替の休養日を含む)を設ける。
  - 上記の活動時間には、準備や後片付けの時間は含めないものとする。
  
- ③ 朝の練習は、限られた期間等の特設部のみ、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で実施する。

## (3) 大会等への参加について

本校で出場する大会等は、市の定める運営方針に基づくものとする。

- ① スポーツ医・科学的な観点から児童生徒の健康・安全を第一に考えるとともに、学習や家庭生活とのバランスの取れた生活を実現するため、学校単位で参加する大会・コンクール・イベント等の見直しを行う。
- ② 各関係団体等が主催する大会・コンクール・イベント等への参加については、教育課程に基づいて実施する行事等の日程を優先し、生徒や家庭に過度な負担をかけることのないようにする。(例：定期試験直前に実施される大会等)
- ③ 市教育委員会は、各関係団体等に対して、大会・コンクール・イベント等の開催を精選するよう要請する。(中体連を除く各関係団体等主催による市・方部レベルの大会等は、年間25日以内とする。)

### 3 適切な部活動運営に向けた体制整備

#### (1) 学校の活動方針の策定等

- ① 校長は、県教育委員会の方針及び「いわき市小中学校部活動運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、「活動計画」（年間及び毎月の活動計画）とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ② 部活動顧問は、「各部年間活動計画」（様式第1号）（平日及び休日における活動日、休養日、参加予定の大会等を明記したもの）、並びに「各部月間活動計画・実績」（様式第2号）を作成し、校長へ提出する。校長は、「各部年間活動計画」並びに「各部月間活動計画・実績」を保管する。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問等の負担が過度とならないよう、適宜、指導を行う。
- ④ 校長は、次のとおり市教育委員会への提出・報告を行う。
  - 「学校の部活動に係る活動方針」（様式指定なし）⇒毎年4月20日まで
  - 「各部年間活動計画」（様式第1号）⇒毎年5月20日まで
  - ※ 「各部年間活動計画」に、週休日分の振替日を明記する。
  - ※ 教育委員会から求めがあった場合には、「各部月間活動計画・実績」（様式2号）を提出する。

#### (2) 部活動の見直しと複数顧問制の導入

- ① 校長は、部活動の設置数を精選するとともに、一つの部活動に対し複数顧問の配置推進に努める。また、指導時間についても顧問間で調整し、部活動指導に偏りがないように努め、校務の処理や生徒と向き合う時間を確保する。
- ② 校長は、部活動への参加を一層高めるために、生徒の多様なニーズを把握し、それらに応え、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組みを推進するよう努める。

#### (3) 保護者との連携

- ① 保護者に部活動等の意義や運営に関して正しく理解してもらい、指導者と保護者が連携して活動に取り組むように努める。
- ② それぞれの学校の特色に応じた適切な設置部数について、保護者の理解を得ながら検討する。
- ③ 保護者の負担軽減に努める。
- ④ 部活動等休養日によりできた時間を、休養や読書、学習、家族との触れ合いの時間にあてる等、家庭と連携して生徒にとって有意義なものとなるようにする。
- ⑤ 遠征試合等については、保護者の経済的な負担や生徒の心身の負担、移動手段

等の安全性を十分に考慮した上で、校長の責任の下、実施するものとする。

#### (4) 地域との連携

- ① 地域では、体育協会やスポーツ少年団等様々な競技団体やレクリエーション団体と連携し、技術指導の依頼、交流など様々な活動を工夫して取り組むようにする。「総合型地域スポーツクラブ」との連携も方策の一つとして考えていくようにする。
- ② 地域の団体等と連携する場合、部活動の活動量や強度について考慮し、生徒の負担とならないよう学校生活や学習とのバランスが保たれた取組みにする。

#### 4 部活動での適切な指導に向けて

いわき市の運営方針に基づき、本校では次のように取り組む。

##### (1) 生徒のニーズに応じた部活動

生徒の間には、競技志向の生徒もいれば、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達をつくりたいなどレクリエーション志向の生徒もいることから、部活動顧問の一方的な方針で活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、目標や指導の方針を設定する。

##### (2) 生徒の心身の健康管理及び事故防止

- ① 部活動顧問等は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら指導する。また、部長の生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援にも留意する。
- ② 計画的な活動により、各生徒の発達段階や体力、技能の習得状況を把握し、無理のない練習に留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係施設・設備・用具の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。また、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を確保できるようにする。
- ③ 常に、最悪の場合を想定し指導に当たる。また、部活動顧問一人一人が救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分に理解し、緊急時に適切に対応できるようにする。
- ④ 障がいのある生徒については、一人一人の障がいの程度や状態等が様々なことから、部活動顧問間で配慮事項等を把握するとともに行動の観察と危険を予測しながら、安全に十分配慮して指導に当たる。また、既往歴の把握や健康観察にも

留意する。

- ⑤ 頭を強く打ち付けた場合は、直ちに活動を中止し、脳神経外科等の専門医の診断を受ける必要がある。なお、頭と同じような衝撃を二度受けた場合、一度目が軽微なものであっても、二度目の症状が重篤になること（セカンドインパクト症候群）があるため活動に復帰させる際には、専門医の判断を仰ぐ。
- ⑥ 発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。
- ⑦ 熱中症は、生命にかかわる病気であるが、適切な対策をしていれば防ぐことができる。部活動の実施に当たっては、「熱中症予防のための運動指針」（日本スポーツ協会）を目安に対策を講じる。

なお、熱中症の発生には環境の条件以外に運動の条件や個人のコンディションも関係していることを認識しておく必要がある。また、雷や暴風、ゲリラ豪雨、PM2.5などの気象情報も事前に収集しておく。

### （3）部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶

- ① 部活動での指導で、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りである。体罰は、学校教育法に違反するのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与えるものであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。
- ② 部活動顧問等は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報漏洩等）が、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり、絶対にあってはならないものであるという自覚をもって指導に当たる。
- ③ 生徒との私的な電子メールやSNS等のやりとりは、行わない。
  - 教職員の不祥事防止について（平成25年3月：福島県教育委員会）
  - 信頼される学校づくりを職場の力で（令和4年4月改訂版：福島県教育委員会）

### （4）科学的なトレーニング方法の積極的な導入

部活動顧問等は、自分自身のこれまでの実践や経験による指導だけでなく、科学的な理論や根拠が得られている練習法や新たに開発された技術などを積極的に習得し、日頃の指導に生かす。体育・スポーツの研究によると、筋力や全身持久力をはじめとする体力の要素は、運動をすればするほど向上するものではなく、適切な休養と栄養の補給を挟みながら運動することで、運動前よりも体力が向上することが明らかになっている。（超回復）また、トレーニングの負荷については、生徒の体力状況に応じた適切な負荷であることが必要である。

（トレーニングの三原理・五原則）

(5) 指導能力の継続的な向上

- ① 「部活動は、学校教育の一環である」ことを踏まえ、校長は、学校組織全体で取組を進めるために、部活動顧問等に対して部活動の意義、運営や指導の在り方について定期的に行う研修等により共通理解を図る。
- ② 部活動顧問等は、技術指導の内容とともに、児童生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、休養、栄養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、それらを向上させることが重要である。

(6) 外部指導者を導入する際の留意点

- ① 外部指導者を導入するに際しては、部活動が学校の教育活動の一環として実施するものであることを踏まえ、次の点に留意する。
  - 学校全体で導入の方針等を確認し、保護者にも外部指導者について周知する。
  - 外部指導者は、指導するスポーツ等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者に依頼する。
  - 活動方針や活動計画の作成など、運営全体は部活動顧問等が進める。
  - 部活動顧問等は、外部指導者とは常に情報交換を行い、密に連携を図る。
  - 謝金等の報酬は、関係機関との連携を図り、予め外部指導者と確認する。
- ② 部活動顧問等と外部指導者は、次の内容について確認する。
  - 活動の目標、計画、内容について確認するとともに、部活動顧問等と外部指導者の役割を分担する。
  - 緊急連絡体制、事故発生時の対応等について確認する。
  - 生徒間トラブルや生徒からの相談などについての情報を共有する。
  - 不適切な指導と体罰の禁止について、必ず確認する。
  - 練習時間や休養日について確認する。

平成31年4月より実施  
令和5年4月一部改訂